

騒音等の規制に関する行政指導指針

(令和5年10月1日制定)

1. 目的

この指針は、工場及び事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って発生する騒音、振動及び悪臭に関して、規制基準を遵守させることにより、市民の健康の保護と生活環境の保全に資するため、工場等に対して行う指導について必要な事項を定めることを目的とする。

2. 定義

この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 違反 次号に掲げる規制基準のいずれかに適合しないことをいう。

(2) 規制基準 次に掲げるものをいう。

ア 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第2条第2項に規定する規制基準

イ 振動規制法（昭和51年法律第64号）第2条第2項に規定する規制基準

ウ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条第1項及び第2項に規定する規制基準

エ 岡山市環境保全条例（平成12年市条例第46号）第2条第6号に規定する規制基準

(3) 指導 岡山市行政手続条例（平成9年市条例第58号）第2条第7号に規定する行政指導をいう。

(4) 改善勧告 次に掲げる規定に基づく指導をいう。

ア 騒音規制法第12条第1項

イ 振動規制法第12条第1項

ウ 悪臭防止法第8条第1項

エ 岡山市環境保全条例第49条第1項

3. 対象工場等

指導は、本市が行う測定（騒音規制法第20条第1項の規定による検査、振動規制法第17条第1項の規定による検査、悪臭防止法第20条第1項の規定による検査、岡山市環境保全条例第55条第3項の規定による検査その他規制基準への適合状況を確認するための検査であって、各法令に定める方法に基づき行う測定をいう。以下同じ。）により違反の事実が判明した工場等を対象に行うものとする。

4. 指導の基準

指導は、違反の原因その他違反の状況を考慮し、騒音等の規制に関する行政指導指針運用基準（以下「運用基準」という。）により行う。ただし、違反の原因が悪質で、緊急の措置を必要とするなど運用基準により難しい場合は、この限りでない。

5. 指導の方法

指導の方法は、次に定めるところによる。

- (1) 違反判明後速やかに違反の事実（日時、違反項目、測定値等）を通知し、運用基準により、「注意書」による注意又は「改善勧告書」による改善勧告を行う。
- (2) 期限を定めて違反の原因、改善措置の具体的な内容、改善措置完了予定年月日等を記載した書面を提出させる。
- (3) 改善措置が完了した場合は、書面で速やかに完了の報告をさせる。
- (4) 前号により改善措置の完了の報告があったときは、測定を行い、実際に改善措置が完了していることを確認する。

附 則

本指針は、令和5年10月1日から施行する。